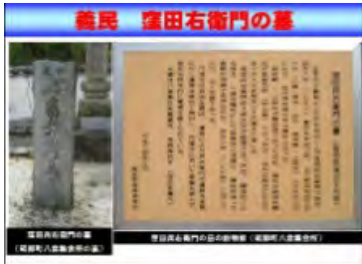
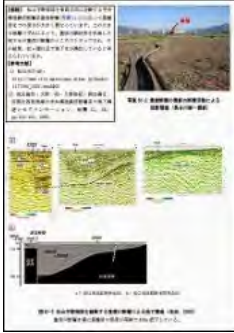
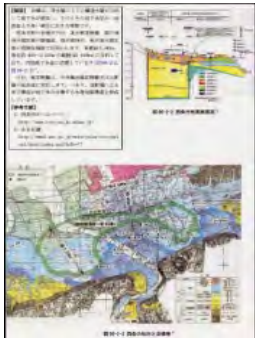


愛媛県の渇水・利水に関する防災風土資源

整理番号	愛渇 1	義民から生まれた赤坂泉							
災害種別	水害・治水		地震・津波		土砂災害		渇水・利水		
場 所	愛媛県伊予郡砥部町重光								
見所・アクセス	愛媛県砥部町では、明和八年（1771）夏の大干ばつを切っ掛けに矢取川の上下流村民が矢取川で乱闘となり死者2名と多数の重傷者を出しました。組頭・窪田兵右衛門は、一身を犠牲にして首謀者と名乗り処刑されました。砥部町八倉集会所前には兵右衛門の辞世の句碑が建てられています。この明和水論を契機として、赤坂泉がつくられました。 現在、その赤坂泉は、多くの人が集う憩いの水辺となっています。赤坂泉へは国道33号から県道23号線に出て西へ約1km進み重信川左岸堤防に出ると行けます。								
写真・図	 写真 1  写真 2  写真 3								
解説文	世のため人のために一身を犠牲にして尽くした人のことを「義民」と言います。明和八年（一七七）夏は大干ばつでした。六月八日、八倉・徳丸・出作・南神崎・上野村の下五カ村の農民七〇〇人が小樋井手を切り落としたため、上下両麻生村二〇〇余名と矢取川（写真1）で乱闘となりました。この乱闘で死者二名と多数の重傷者を出しました。 水争いに関係した村々は、上麻生村、八倉村、下麻生村、徳丸村、出作村、宮ノ下村、上野村で、吟味を受けた者のうち、上下両麻生村の者は初めから加害者扱いで牢舎につながれましたが、他の者はいずれも宿預かりという形でした。乱闘の際のことですので、首謀者も加害者も明らかになるはずありませんが、審理が長く続く中で、下麻生村の組頭・窪田兵右衛門が首謀者であると名乗り出ました。村のみんなを助けるために我が身を犠牲にしたのです。 安永三年（一七七四）二月二三日、倉敷の判決で兵右衛門は死罪となり、その刑は即日執行されました。三五歳でした。写真2のように砥部町八倉集会所前には兵右衛門の辞世の句碑が置かれています。「如月のあわれたずねよ法の道」とあります。一身を犠牲にして首謀者と名乗り、倉敷の刑場で処刑された窪田兵右衛門は義民として、砥部町八倉集会所裏の墓地に手篤く葬られています。この明和水論を契機として、赤坂泉がつくられました。 現在、その赤坂泉は、写真3のように多くの人が集う憩いの水辺となっています。								
得られる教訓	一身を犠牲にした先人の恩義を忘れぬことを教えています。								
教訓分類	被害防止	準備	災害対応	復旧・復興	自助	共助	公助	ハード	ソフト
時代	江戸時代以前	江戸時代		明治・大正	昭和30年代まで		昭和60年代まで		平成以降

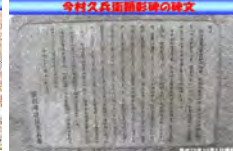
整理番号	愛渇 2	杖ヶ淵の湧水							
災害種別	水害・治水		地震・津波		土砂災害		渇水・利水		
場 所	愛媛県松山市南高井町 1346-1 外								
見所・アクセス	松山市の南部を流れる重信川扇状地では、伏流した地下水が湧出する泉が多く分布しています。弘法大師の故事来歴を有する伝説から命名された「杖の淵」は、松山市の公園として整備され、全国名水百選に認定されています。ここへは、伊予鉄鷹ノ子駅から南へ約3km行った辺りにあります。								
写真・図	 写真 1  写真 2  写真 3								
解説文	愛媛県松山市高井町の重信川扇状地では、地下水が湧出する泉が多く分布しています。弘法大師の故事来歴を有する伝説から命名された「杖ヶ淵」の公園(写真 1)があります。重信川扇状地を伏流した地下水が重信断層のところでトラップされ、その結果、杖ヶ淵付近で地下水が湧出していると考えられています。 香川大学工学部長谷川修一教授は、重信断層の最新の断層活動による低断層崖の写真や松山平野南部を縦断する重信川断層による地下構造などを四国の地盤 88 箇所 61 番の中で、写真 2、3 の資料のように示し詳しく紹介されています。								
得られる教訓	重信川扇状地は、断層等の地下構造などから地下水が豊富であることを教えています。								
教訓分類	被害防止	準備	災害対応	復旧・復興	自助	共助	公助	ハード	ソフト
時代	江戸時代以前	江戸時代	明治・大正	昭和 30 年代まで	昭和 60 年代まで	平成以降			

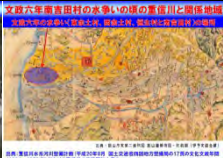
整理番号	愛渇 3	菖蒲堰の四カー水（しかいちみず）							
災害種別	水害・治水	地震・津波	土砂災害	渇水・利水					
場 所	愛媛県東温市山之内								
見所・アクセス	重信川の上流の愛媛県東温市には、菖蒲堰があります。昔そこから田んぼの水を取っていましたが、渇水の度に水争いが繰り返されていました。そうした中で、水を分け合う取り決めが生まれました。その取り決めが「大落水（おおおちみず）」という慣行です。 現在の菖蒲堰へは、松山自動車道の川内 IC から、国道 11 号を松山方面に向かい重信川に架かる橋を渡り、重信川右岸の県道 152 号を上流に約 3km です。								
写真・図	 菖蒲堰の「大落水」「四カー水」 写真 1  菖蒲堰(しょうぶぜき) 写真 2  重信川の扇状地出口にある菖蒲堰 写真 3  重信川扇状地の水争いで対立した地域 写真 4								
解説文	重信川の上流の愛媛県東温市では、渇水の度に水争いが繰り返されていました。そうした中で、水を分け合う四カー水（しかいちみず）（写真 1）という取り決めが生まれました。 重信川の上流の扇状地の要に菖蒲堰（しょうぶぜき）（写真 2）という堰があります。 昔そこから田んぼの水を取っていました。当時の菖蒲堰（写真 3）には、上堰と下堰がありました。渇水の時には、上流の上堰で水と取ってしまうので、下流の下堰では水が取れなくなってしまうことが度々ありました。堰からの取水は当時の農民にとっては死活問題で、水争いが繰り返されていました。そうした対立の中で、水を分け合う取り決めが生まれました。その取り決め、約束が「大落水（おおおちみず）」という慣行です。 これは、下堰側の地区（写真 4）で用水が不足して、番水制度を実施しても満たされない時に、上堰の地区に請求して、その分水の一部を受益するというものでありました。下堰門樋前に分木を立てて水量を計りながら、四日四夜を一区切りとして実施するもので、四カー水（しかいちみず）と呼ばれていました。水が不足する時に、上流が 4 日に 1 日、下流に水を融通する仕組みがありました。 現在でも渇水調整は、大変難しい面があります。水の権利は、法定の水利権以外に、地域の慣行があることを知ることが大切です。								
得られる教訓	上下流の対立の歴史から生まれた渇水時の水を分け合う工夫に学ぶことを教えています。								
教訓分類	被害防止	準備	災害対応	復旧・復興	自助	共助	公助	ハード	ソフト
時代	江戸時代以前	江戸時代	明治・大正	昭和 30 年代まで	昭和 60 年代まで	平成以降			

整理番号	愛渇 4	西条のうちぬき							
災害種別	水害・治水		地震・津波		土砂災害		渇水・利水		
場 所	愛媛県西条市								
見所・アクセス	旧西条市には、広範囲に地下水の自噴井があり、これらは「うちぬき」と呼ばれており、その数は約 2,000 本といわれています。「うちぬき」の 1 日の自噴量は約 9 万 m ³ にも及び四季を通じて広く利用され、名水百選に選定されています。								
写真・図	 写真 1  写真 2  写真 3								
解説文	旧西条市内には、広範囲に地下水の自噴井(写真 1)があり、これらは「うちぬき」と呼ばれており、その数は約 2 0 0 0 本といわれています。現在、「うちぬき」の 1 日の自噴量が 9 万 m³に及び、生活用水、農業用水、工業用水に広く利用されています。 自噴は、帯水層の上下に難透水層が分布して地下水が被圧し、そのときの地下水位が地表面より高い場合におきる現象です。西条平野の自噴井戸は、北が推定断層、南が加茂川先端部、西が猪狩川、東が室川扇状地の西側先端部で区切られています。東西約 5,600m、南北約 400～2,200m の範囲(約 800ha)に分布しており、内陸地下水盆地に位置しています。なお、推定断層は、中央構造線活断系川上断層の延長部に対応します。つまり、活断層による地下水構造が地下水の自噴する水理地質構造を形成しています。 詳しくは香川大学工学部 長谷川修一教授が四国の地盤 88 箇所 66 番-2 の中で、西条の地形と自噴帯や地質図などを示した写真 2、3 の資料のように紹介されています。								
得られる教訓	地形や地下構造から自噴地下水のメカニズムがあり、西条平野は、地下水が豊富な土地であることを教えています。								
教訓分類	被害防止	準備	災害対応	復旧・復興	自助	共助	公助	ハード	ソフト
時代	江戸時代以前	江戸時代	明治・大正	昭和 30 年代まで	昭和 60 年代まで	平成以降			

整理番号	愛渇 5	銅山川疎水の碑							
災害種別	水害・治水		地震・津波		土砂災害		渇水・利水		
場 所	愛媛県四国中央市上柏町								
見所・アクセス	愛媛県四国中央市上柏町の戸川公園には、銅山川疎水功労者頌徳の碑があります。寡雨地域の宇摩地方（現在の愛媛県四国中央市）は、水不足に悩まされていました。銅山川疎水の着想は安政 2 年から始まり、銅山川疎水が出来たのは昭和 25 年 8 月のことでした。 戸川公園へは、松山自動車道の三島川之江 IC から国道 11 号に出て松山方面に約 300m 行った交差点左折して県道 124 号線を西に約 1km 行った善法寺横の交差点をさらに左折し南に約 1km です。								
写真・図	 写真 1  写真 2  写真 3								
解説文	愛媛県四国中央市上柏町の戸川公園には、銅山川疎水功労者頌徳の碑(写真 1)があります。 昔、寡雨地域の宇摩地方（現在の愛媛県四国中央市）は、水不足に悩まされていました。この地域の峰一つ越した銅山川には水がとうとうと流れていました。写真 2 の銅山川疎水小史によると、「安政 2（1855）年も大干ばつで井戸は涸れ、池も底をつき農民は万策尽きて（中略）庄屋たちが立ち上がり、山向こうの水をこちらに引きたい（中略）と三島代官所に「大川河水利用目論見書」を差出しました。これはノミと鍬で法皇山脈をくり抜こうとするもので、代官から一蹴されましたが、銅山川疎水の着想はこの時が始まり」と伝えています。 その後、明治、大正時代にも地元有志などによって銅山川疎水計画が立てられましたが、いずれも実現には至りませんでした。昭和 11 年に愛媛県と徳島県で銅山川分水協定が調印され、分水事業が開始されましたが戦争のため中止され、通水は柳瀬ダムが銅山川に完成した安政 2 年以来 96 年が経過した昭和 25 年 8 月のことでありました(写真 3)。								
得られる教訓	この銅山川疎水の話は、大規模な、広域にわたる事業、社会資本整備は個人や地域では対応できず、公的機関に委ねざるを得ないことを教えています。								
教訓分類	被害防止	準備	災害対応	復旧・復興	自助	共助	公助	ハード	ソフト

時代	江戸時代以前	江戸時代	明治 大正	昭和 30 年代まで	昭和 60 年代まで	平成以降			
整理番号	愛渇 6	伊方八幡神社の雨乞い千人踊り							
災害種別	水害・治水	地震・津波	土砂災害	渇水・利水					
場 所	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1 0 3 4								
見所・アクセス	伊方町には昔から雨乞い千人踊りを八幡神社（写真 1）で行ってきました。その八幡神社は、伊方町役場の約 100m 北側にある伊方町立伊方小学校の西側から山側に道なりに約 200m 行った所（写真 2、3）に八幡神社があります。								
写真・図	西乞い千人踊りが行われた八幡神社境内 雨乞い千人踊りの八幡神社と周辺状況 雨乞い千人踊りが行われた伊方町八幡神社 八幡神社の由緒等が記されている看板 西乞い千人踊りを行った八幡神社参道								
	写真 1	写真 2	写真 3	写真 4	写真 5				
解説文	雨乞い千人踊り（西乞い千人踊り）（八幡神社境内） 昭和42年西日本を襲った大干ばつの様子 野村ダムのかんがい区域 野村ダムの概要 渇水の状況（香川・徳島・高松・愛媛）								
	写真 6	写真 7	写真 8	写真 9	写真 10				
解説文	宇和海に面する伊方町など南予地域は、リアス式海岸という急峻な地形であり、大きな河川ものなく、昔から慢性的な水不足に悩まされてきました。伊方町では、1852 年～1963 年の気象災害表によると、干ばつの発生件数が 10 年間で平均 2.1 回となり、5 年に 1 階程度の干ばつになっています。伊方町誌によると、近年、特に大きな被害をもたらした干ばつは、昭和九年と昭和三三年のものである。昭和九年の干ばつについては「六〇年来の干ばつ」といわれ、伊方村（現伊方町）記録によると、農作物にじんだ被害があった。このときの干害対策について、西宇和郡町村会では一項目の陳情書を国と県に提出している。また昭和 33 年(1958)7 月～8 月の干ばつには、甘藷 330ha の 20%が収穫皆無、水稻 41ha、みかん 51ha、夏かん 72ha などの農作物被害額が 5,581 万円余、被害農家数 2,134 戸に及びました。 この時、8 月 1 日午前 5 時から八幡神社（写真 4、5）で町長が祭主となり、雨乞い祈願祭（写真 6）が催されました。昔から千人踊りをすれば雨が降ると言われていたため、延べ 4 千人の町民が繰り出し、鉦や太鼓を鳴らし、踊り、血と涙の叫び天までとどけ「雨をたあもれ、龍王堂、龍王堂がやけるぞ、焼けてこげてしまうぞ」と唱え、終日千人踊りを行いました。 伊方町など南予地域は昭和 42 年(1967)にも、大干ばつ（写真 7）に見舞われ、90 日間雨らしい雨はなく、南予一帯では生活用水の時間給水が続ぎ、農作物にも被害を蒙りました。それを契機に、野村ダムを水源とする南予用水事業（写真 8）が行われることになりました。野村ダム（写真 9）は昭和 57 年完成し、現在、宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町のみかん畑 約 7,200ha に年間最大 27,800,000m3（最大毎秒 3.506m3）のかんがい用水を補給しています。また水道水として宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町の 3 市 1 町（給水人口約 16 万人）に日最大 42,300m3（毎秒 0.49m3）、年間 8,950,000m3 の水を供給しています。干ばつ時には、四国各地で様々な形で雨乞いが行われてきました。火を焚き鉦（かね）や太鼓を鳴らし、神社にお籠もりして祝詞を奉納し雨乞い踊りを奉納するなど、現在でも水に困れば、天に降雨を願う雨乞いが行われています。有名なのは、菅原道真公が讃岐の国司を務められていたから始まったと伝えられる香川県綾歌郡綾川町の国指定重要無形民俗文化財、滝宮念仏踊（写真 10）です。 渇水対策として、資金や技術が十分ではない時代に、人々ができることは神様にお願いすることでした。無かったと思われず、このような無形の防災風土資源といえる地域の雨乞い行事から、私たちは、昔の渇水時の災禍を知り、今日のダムや用水の水利用において、渇水時の節水対策も合わせて考えていくことが大事であります。								
得られる教訓	無形の防災風土資源といえる地域の雨乞い行事から、昔の渇水時の災禍を学び、普段から水不足に備えて渇水対策を考えておくことが必要であることを教えてくれています。								
教訓分類	被害防止	準備	災害対応	復旧・復興	自助	共助	公助	ハード	ソフト
時代	江戸時代以前	江戸時代	明治・大正	昭和 30 年代まで	昭和 60 年代まで	平成以降			

整理番号	愛 7	わが身を犠牲に農民を救った今村久兵衛顕彰碑							
災害種別	水害・治水		地震・津波		土砂災害		渇水・利水		
場 所	愛媛県松山市古川北 2 丁目 9-40								
見所・アクセス	江戸時代、庄屋が農民の嫌疑を解くためわが身を犠牲に農民を救った今村久兵衛の伝承が残っています。松山市立椿小学校の直ぐ北にある交差点から「きゅうべえ通り」を約 500m 西に進んだ古川北二丁目交差点の広場に今村久兵衛顕彰碑（写真 1、2）があります。								
写真・図									
	写真 1		写真 2		写真 3		写真 4		写真 5
写真・図									
	写真 6		写真 7		写真 8		写真 9		写真 10
解説文	江戸時代には夏の干ばつに加えて害虫ウンカの異常発生が起り、凶作になり農民が追い詰められる出来事が度々発生しています。その中で、農民の窮状を見かねて犠牲になった義民の逸話が伝承されています。 伊予史談会など資料によると、寛永 7 年（1630）の大干ばつとウンカの発生に際して、愛媛県の片平村（現松山市）の庄屋・今村久兵衛は、稲田に平年の収穫が見込めないため、代官所に検見と減租を願い出しましたが、聞き入れられませんでした。農民は激昂するとともにウンカの害をそのまま放置すれば近隣他村に悪影響を及ぼすと考え、稲を焼き払ってしまいました。多くの農民が藩に拘束されて取り調べを受ける中で、村の人々の苦境に鑑み、久兵衛は火をはなったのは自分の一存によるものであると申し出て捕らえられ、朝生田原ではりつけ処刑されました。今村久兵衛は長徳寺境内（写真 3）に若宮権現として祀られ、古川北二丁目（写真 4）には顕彰碑が建立されています。その今村久兵衛顕彰碑文（写真 5）には、「松山藩主蒲生忠知の治世、現在の古川町内に久米郡片平村と称する一つの村があった。寛永六年（一六二九）の夏は甚だしい早魃で加えてウンカも大発生し未曾有の凶作となった。片平村の庄屋であった今村久兵衛は代官所に出向き、検見と減租を訴え、収穫皆無であり、稲の焼却を説いたが聞き入れなかった。農民は激昂するとともにウンカの害をそのまま放置すれば近隣他村に悪影響を及ぼし又翌年に残ると考え焼き払うに至った。藩庁ではこの状況を見て大いに驚き多数の農民を捕らえて厳しく追求したが、その実を得ることは出来なかった。久兵衛は農民の嫌疑を解くため放火は全く自分の一存であり農民は知らぬことであると自訴し責任を負い捕えられ、寛永七年八月二日朝生田原で磔の刑に処された。義理深い農民は久兵衛の遺徳を慕い若宮権現として長徳寺境内に祀り、町内会では毎年八月二十五日に御供養の法会を営み又墓前では毎年八月二十三日に旧六組内で御供養営んでいる。今般永年の念願であった顕彰碑を町内各種団体・有志の御賛同を得て、ここに建立するものである。」と刻字されています。 干ばつに際して農民の窮状を見かねてわが身を犠牲に農民を救った今村久兵衛の遺徳が偲んでいます。遺徳を偲ぶためか、顕彰碑の横（写真 6）にある久兵衛音頭石碑（写真 7）には「お城下の南 片平に町の誇りと讃えける久兵衛の碑 凛と立ちわが身犠牲に農民救ひ慈悲と勇気示しては後の世までも語りつき、若宮様と祀られる久兵衛音頭で夏が来る」と唄われ、平成 27 年建立（写真 8）され広報されています。 道後平野（写真 9）では、松山藩主が松平家になった後も、ウンカの異常発生は続き、「松山藩のウンカ対策は水田の水抜き（出穂時期に当たるので結果が悪くなることも承知の上で指示している）、鯨の油を利用して防除することなどが行われたようで、昔の干天とウンカの 2 重苦が伝承されています。 この自然災害伝承碑は、当時の道後平野の干ばつと害虫ウンカ異常発生による 2 重苦の災害の教訓を伝えるとともに、今日、道前道後平野農業水利事業（写真 10）によるダム・用水路等の社会資本整備によって、道後平野の地域が発展してきたことを教えてくれています。								
得られる教訓	干ばつに加えて害虫ウンカの異常発生による 2 重苦の災害により農民が悩まされていた、この自然災害伝承碑の災害教訓から学び、ダムや用水路などの社会資本整備によって今日、渇水被害がほとんど無くなり地域が発展してきたことを教えてくれています。								
教訓分類	被害防止	準備	災害対応	復旧・復興	自助	共助	公助	ハード	ソフト
時代	江戸時代以前	江戸時代		明治・大正	昭和 30 年代まで		昭和 60 年代まで		平成以降

整理番号	愛渇 8	南吉田村の水争い							
災害種別	水害・治水		地震・津波		土砂災害		渇水・利水		
場 所	愛媛県松山市南吉田町 8 8 8								
見所・アクセス	江戸時代は耕地が拡張され時代で干害を受けやすい土地では、わずかな水を求めるため、血で血を洗う水争いの悲劇が繰り返されていました。文政 6 (1823) 年に起こった南吉田村 (現松山市南吉田町) の水争いで犠牲になった人が水の守り神となった伝承があります。松山空港滑走路南東側の堂之元橋のたもと (写真 1) に南吉田村忠七墓と分水功德主命碑 (写真 2) が建てられています。								
写真・図									
									
解説文	この南吉田村の水争いは、松山市史第 2 巻では、「文政六年の水論と関谷忠七」として、取りあげられています。それによると【文政六(1823)年六月一〇日のことである。旱天が続き水がなく、松山一五万石城下は植え付けが出来ず、百姓達はただ石鎚の連峰に盛り上がる雲の峰をのぞんで青い息を吹くばかりであった。この時も伊予郡両余土村は水が潤沢で、既に青田になっていたが、下村の南田村は水がもらえず、鋤きなおされた田の面は白埃をあげていた (写真 3、4)。この悲惨な有様に蚊帳の中に一人深い思案にふけていた忠七は敢然として起きた。鋤をかついで埃の立つ畦道を水のあふれている西余土村の井堰へ向かった。無論そのときは、村の衆の加勢もあって首尾よく井堰を切り落として目的を達した。忠七らは南吉田村に勢いよく流れてくる水を見ながめて村境まで引き上げた。これを知った東・西余土村の人達は「それ大変」とこれも鋤打ちを振って押し寄せて来た。これに恒生村が加勢したので、勢いをました余土勢は一気に吉田方へ押し寄せて、遂に鋤やこん棒を打ち振って大乱戦となった。やがて郡代官の出張となってとりしめられたが、この乱闘に僅か一〇名ばかりの小勢で奮闘した忠七らは、鋤を打ち込まれ、棒切れで殴られ全身数知れぬ傷を受けて、血達磨となって打ち倒れたという。さらに、海南新聞 (昭和九年七月一〇日付) は「分水功德主命一関谷忠七の滴一」の標題で、この水論の顛末を忠七翁の碑の挿入入りで書きづづっている。代官所では、この水騒動で残虐な殺傷が行われたので、嚴重な下手人の探索を進めたが、両余土村方は多人数であったため中々これを突き止めることができなかった。そこで代官は一案をたて、身を隠して海岸へ釣りに出た。この日は両余土村から恒生村・南吉田村の人々を招いて酒肴をふるまい、酒の上の興から「あの時の一番槍は誰だったんぞやのー」と水を向けると、それとは知らず、ペラペラと喋ってしまったという。】こうして下手人の探索が行われる中、近郷の寺の僧侶が仲裁に入り、忠七の親族も時間割の分水と永代供養をしてくれれば、犠牲者を出してほしくないとの嘆願書を出したため、円滑な解決が図られました。関係する村々 (写真 5) の間で分水の規約 (写真 6) がつくられ、それ以降実行されてきました。この犠牲者忠七のために弘化四 (1847) 年、南吉田堂ノ元橋のたもとに南吉田村忠七墓 (写真 7) が、明治四二 (1909) 年には分水功德主命碑 (写真 8) が建立され、毎年村 (区) 費をもって祭典が行われています。また玉垣の門柱 (写真 9) には、『身を捨てゝ命おとさずばいつまでも水はせかせて流れざらまし とことはにながるゝ水の源は君が血潮のしづくなり』と歌が刻まれ、忠七は水の守り神になっていることが分かります。 江戸時代に水不足に悩まされて地域も、現在は (写真 10) ような事業でダム・用水路等の社会資本整備によって、水不足から解消され発展しています。								
得られる教訓	この自然災害伝承碑は、江戸時代の水争いの災禍、その反省から分水の規約が生まれ実行してきたことを伝えるとともに、今日、水不足が解消され、地域発展の礎となったダムや用水路の社会資本の整備の歴史は、先人の労苦によって成り立っていることを教えてくれています。								
教訓分類	被害防止	準備	災害対応	復旧・復興	自助	共助	公助	ハード	ソフト
時代	江戸時代以前	江戸時代	明治・大正	昭和 30 年代まで	昭和 60 年代まで	平成以降			